

寒川町一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則新旧対照表

現 行	改 正 案
～ 略 ～ (勤勉手当に係る勤務期間) 第12条 (略) 2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。 (1)～(7) (略) <u>(加える)</u> (8) <u>育児休業法第9条第1項の規定による部分休業の承認を受けて1日の勤務時間の一部について勤務しなかつた日が90日</u>を超える場合には、その勤務しなかつた<u>期間</u> <u>(9)</u> (略)	～ 略 ～ (勤勉手当に係る勤務期間) 第12条 (略) 2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。 (1)～(7) (略) <u>(8) 勤務時間条例第16条の規定による介護時間の承認を受けて勤務しなかつた期間が30日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間</u> <u>(9) 育児休業法第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けて</u> <u>勤務しなかつた期間が30日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間</u> <u>(10)</u> (略) <u>附 則</u> <u>この規則は、平成29年1月1日から施行する。</u>